

第2回 生駒市バリアフリー基本構想推進協議会会議録（要旨）

日 時 令和2年11月2日（月）14時00分から16時30分

場 所 生駒市役所4階大会議室

出席者 （敬称略）

波床正敏、柳原崇男、伊藤竹男、安田まゆみ、藤田照子、田中康博、松尾正則、
佐々木達也、大橋進、大原暁、増田政俊、畑弘治、前岡三恵子、水瀬剛史、
木元貴規、篠原健一郎、渡邊義明、杉浦弘和、近藤桂子、米田尚起、北田守一、
奥田吉伸、八重史子

（事務局）中谷事業計画課長、清水課長補佐、山本主幹、林係員、吉廣係員、
株式会社総合環境計画 橋本、澤幡、寺田

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者数 11人

議 事

1. 開会
2. 協議事項
 - (1) 生駒市バリアフリー基本構想の素案について
 - (2) その他
3. 閉会

配布資料

- ・ 次第
- ・ 生駒市バリアフリー基本構想推進協議会名簿
- ・ (資料1) 生駒市バリアフリー基本構想（素案）
- ・ (資料2) 南生駒駅周辺地区まち歩き意見聴収の結果

1. 開会

- ・中谷事業計画課長挨拶
- ・新たに協議会員に就任された方の紹介

2. 協議事項

(1) 生駒市バリアフリー基本構想の素案について

○基本構想の構成について

北田氏

- ・素案19ページの基本理念と基本方針の記載と20ページの策定手順の記載は構成上、順序が逆の方が良いのではないかと。

事務局

- ・構成については検討していきたい。

北田氏

- ・第2章では生駒市の概況として現状が書かれているが、ここから第3章の基本的事項に繋がっていない。現状に対する課題などを入れた方がよいのではないかと。

座長

- ・第3章の大部分は国土交通省の移動等円滑化基準について記載されており、第2章と第3章が繋がっていても問題ないとする。本来であれば、国土交通省の基準に沿っているかについて各駅で検証する作業が入ると思われる。

北田氏

- ・表紙のタイトルについて、バリアフリー基本構想と南生駒駅周辺地区が二段書きになっているが、これは一般的な表記なのか。

座長

- ・このような形では、南生駒駅周辺しか対象にしていけないように見える。

事務局

- ・南生駒駅を重点整備地区にしたため、このような書き方になっているが、構想としては市全体を対象とするもので、1～3章は一般的な事項を記載しており、こちらが本編、4章以降が重点整備地区（南生駒駅周辺地区）に関する事項という形も検討したい。

座長

- ・全体を対象とするなら対象駅の選定作業が必要だが、全部をチェックした上でやるのか。5,000人以上の駅は明らかに基準を満たしていると思われる箇所であってもバリアフリー状況をチェックすると思うが実施しないのか。前半を市内全体の基本方針とするには不足していると思う。今年度中は難しいと思うが、いずれチェックはしたほうが良いのではないかと。

事務局

- ・現時点で全ての駅周辺地区を洗い出し精査することはできていないが、今年度中の作業も困難であるため、今後の検討課題としたい。今回は、課題の多い南生駒駅周辺を重点整備地区として設定したい。

座長代理

- ・重点整備地区以外の方針については、マスタープラン制度を活用し方向性を示し、具体的に南生駒駅を特定事業化して進める方法もある。生駒市全体のマスタープランとなると、今すぐという訳にはいかないが、今後検討してもらえればと思う。

○鉄道駅バリアフリー施設の状況（東生駒駅）について

北田氏

- ・15ページ鉄道駅のバリアフリー施設状況の表で、東生駒駅の駅構外から改札口の車椅子対応について◎となっているが、これは何を想定して車椅子対応となっているのか説明していただきたい。

増田氏

- ・東生駒駅について、駅構内はエレベーターの整備を実施しているが、駅構外のバリアフリーは、駅前ロータリーの奈良駅側に坂道があり、これを移動円滑化経路と位置付けてバリアフリー対応としているが、厳密には坂道の勾配で移動円滑化基準に適合していない可能性がある。

北田氏

- ・東生駒駅の駅構外のアクセス経路について勾配や動線を考えると、本当にバリアフリー化がなされているのかと思っているが、15ページの表を見ると課題が無いように見えてしまう。○ではなく△をつけるなどして、課題として認識し、今後に繋がるような文章を一言入れておくべきと思う。

事務局

- ・とりあえず、経路としては確保されているものの、スロープ勾配など、本来の利便性向上のことで様々な要望があることも認識している。課題については備考等で示すことを検討する。

○重点整備地区の設定範囲と一分駅について

大橋氏

- ・重点整備地区の設定について、一分駅は利用者数が5,000人を超え、地元の要請もあることから、重点整備地区としてもおかしくないと思う。3,000人以上の駅についても全国では段差解消が90%、多機能トイレの設置が86%完了している状況です。地域の拠点ではないが整備対象とすべきではないか。また、一分駅を重点整備地区に設定しない場合どのように整備するつもりか。

事務局

- ・36ページで抽出したとおり、南生駒駅を重点的に整備する必要があると認識している。一分駅についてバリアフリー上の課題があることを市も近鉄も認識しており、鉄道駅バリアフリー化設備整備事業で対応することを想定している。

大橋氏

- ・重点整備地区の設定目標の目安は400ha未満とされている。一分駅と南生駒駅は距離が1.2km程度であり、小金井市の例を見ると、隣駅も含めて重点整備地区に設定している例もあることから、一分駅も含めて設定することも可能ではないか。また、南生駒駅周辺地区の面積はどれくらいか。

事務局

- ・南生駒駅と一分駅を1つの重点整備地区に設定することについては、範囲として移動円滑化の対象区域として妥当かという判断が生じる。一般的な大都市や平坦部とは異なり、生駒市の地形は起伏も激しいことから、高齢者の徒歩圏としては500m程度と考えられ、駅を中心とした500mの範囲が妥当と判断される。また、南生駒駅周辺地域の状況や道路事情をみても難易度が高い事業であると考えていることから、まずはこの地域のバリアフリー化を進めていきたい。
(重点整備地区の面積は30ha)
- ・一分駅については、先ほども申し上げたが、面的な整備をする事業の他に鉄道駅バリアフリー化設備整備事業があり、そちらでの実施を働きかけていく。また、社会情勢等の変化もあると思うので、その際は別途検討していければと考えている。

大橋氏

- ・駅のバリアフリー化の場合も、特定事業なら国からの補助もある。住民サービスの公正さの面からも、生駒線では南生駒駅が完成すると一分駅と萩の台駅が取り残されている状況になる。一分駅の手椅子経路は何とか通ることができる状況であるが、トイレのバリアフリー化がなされていないのは問題で、アンケートでも要望が多い。多機能トイレの設置だけでも早期に進めることが大切だと思う。

増田氏

- ・一分駅の現況を補足説明すると、ホームへのスロープ勾配が基準を満たしていないことを認識したうえで現地測量も行ったが、駅の前かが踏切に挟まれており、基準を満たそうとすると駅敷地外に出てしまうため、現況敷地内の計画だけで解消するのは難しい。重点整備地区に入れなくても、基本構想の中に本駅の課題について記載の仕方も含めて検討してもらいたい。

座長

- ・重点整備地区について、昔のバリアフリー基本構想では駅勢圏として半径1kmを設定する例が多かったが、最近はほとんどが半径500m以下となっている。また住宅地を入れても生活関連施設がないため生活関連経路が設定できず、事業もできないので、住宅地は省かれるケースが多い。

○生活関連施設について

畑氏

- ・47ページの重点整備地区図で、業務スーパーはなぜ生活関連施設の赤丸が付いていないのか。

事務局

- ・商業施設の生活関連施設については2,000㎡以上を対象としている。また、業務スーパーへの経路は他の施設への経路と重複しており、生活関連経路として整備する計画としている。

座長

- ・民間施設については、先方の状況もある。特にスーパーマーケットは通路がネックになってバリアフリー対応が行いにくい。

座長代理

- ・業務スーパーには何か話をしているのか。法的には2,000㎡以上だが、条例を適用することで1,000㎡以上まで基準をさげることにもできるようになっている。これまでは大きい店舗が対象だったが、それでは市民生活上のバリアフリーが満たされないため、小さい店舗もバリアフリーの対応を広げるような議論がなされている。このことから、もともと法律上の義務はなく、努力義務となっているが、理解を得られるかどうかは別にして、話だけでもしてはどうか。

事務局

- ・わかりました。

松尾氏

- ・47ページの図のおぐら歯科のところについて、もともと大きなスーパーがあった。いずれここは、大型商業施設として何かできると思っているが、次の出店予定に関する情報はあるのか。

事務局

- ・店舗については未確定である。ただ、所有者には、おぐら歯科を生活関連施設に設定することと、仮に次の店舗が入った場合においても、生活関連施設となる旨の話はし、理解をいただいている。

○重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の設定について

座長

- ・今回の協議会で確認すべき事項である資料47ページ重点整備地区の区域設定と生活関連施設及び生活関連経路の設定について、この案にてパブリックコメント、意見公募を実施することになるが、よろしいか。

一同

- ・異議なし

座長

- ・では重点整備地区の設定について、本協議会では了承ということで、パブリックコメントへと進めていただきたい。

○小学校・中学校のバリアフリー化について

大橋氏

- ・法改正によって小中学校のバリアフリー化が義務化されたが、これを本基本構想に盛り込むべきではないか。

事務局

- ・5章と6章で説明する内容であるが、生駒南小学校については概ねバリアフリー化が完了しており、生駒南中学校では未対応のところもあることから、学校の改修計画と合わせて実施することとしている。

○南生駒駅東西移動経路の確保について

渡邊氏

- ・64ページの南生駒駅の事業について、地下改札口を廃止し、駅の改札を地上部に持っていくものが短期、東西間の移動経路の整備が中期となっており、中期整備完了までの東西間移動は菘の台第5号踏切になると思うが、東西間の移動の確保に関するスケジュールはどうなっているのか。

事務局

- ・近鉄において実施していただく、鉄道駅バリアフリー化設備整備事業での改札の地平駅化がなされた段階から跨線横断歩道橋ができるまでの間は、現在と同様、菘の台第5号踏切と地下通路を利用することで対応せざるを得ないと想定している。

大橋氏

- ・駅の改札を地上部に持っていくこと（改札口の地平化）で、駅構外から直接ホームに入ることができるが、健常者の方の駅構内東西間の移動は地下を使うのか。

事務局

- ・改札内（駅構内）の地下通路については、近鉄の意向もあると思うので、要協議と考えている。現段階で想定しているのは、構外の地下自由通路は跨線横断歩道橋の整備に伴い、いずれ廃止することを想定している。

大橋氏

- ・エレベーター付きの跨線橋とはどのようなものか。跨線橋が整備され、東西を渡ることができるということだが、改札口の地平化が3年、跨線横断歩道橋の整備が6年なので、その間の3年、車いすの方は菘の台第5号踏切を渡らなければならず、旧態依然となります。工期をなるべく短縮して実現するようお願いしたい。

事務局

- ・中期と言ってもそれまで何もしないのではなく、来年度より検討・調査に着手する。3年程度で設計まで進め、その後、施工という工程になるが、その間には近鉄と用地の確保を含めた協議もさせていただくため、概ね6年を想定している。なるべく早く進めていきたいが用地の確保に難航する可能性もあるためご容赦願いたい。

大橋氏

- ・エレベーター付き跨線橋というのはどのようなものか。車椅子の人は跨線橋を使用してホームへ降りられるのか。

座長

- ・跨線橋の位置は構外となる。例えば駅の東側の人は、跨線橋を通過して西側の改札へ移動し、生駒方面の電車に乗る想定をしている。

大橋氏

- ・営業しながらの工事となるので、改札口の地平化工事をして、それから跨線橋の工事となると、ずっと工事している状況になる。用地も狭いので工事も難しいと思う。一度にやってしまった方が安くて良いのではないか。

事務局

- ・この事業をいかに短縮し、早く完成させるかについては皆さんが望んでおり、事業の重要課題と考えている。改札口の地平化と跨線橋整備を一体的に工事できれば良いが、設計や調査、施工についても営業線を維持しながらの工事になるので、夜間工事を伴い、長期にわたる想定をしている。影響を小さくするため、早期に実現するよう事業のスケジュール等を関係者と調整していきたい。

増田氏

- ・整備の図（案）は現在作成しており、市と協議もしている。一度にすべてを整備しようとするを使い勝手が悪いものになる可能性もあるので、諸条件を整理し、これから先の100年もより使いやすい設備を整備したい。

松尾氏

- ・エレベーター付跨線橋について、イメージ図などがないと導線が分かりにくい。

事務局

- ・イメージ図やパースのようなものを見ていただくことがわかりやすいと認識しているが、現時点で不確定要素が多いものを図として明示すると、それが一人歩きして誤解を招く整備イメージを与える可能性が考えられる。例えば、他の駅の事例を見ていただくことも一つだと考えており、来年度は特定事業計画の策定も実施する。基本構想では文字だけで、わかりにくいというご指摘もあるが、どこにどのようなものが計画されるかということについてもう少し示すことができるよう、考えたい。

渡邊氏

- ・奈良県としては西口駅前整備の件もあるので確認するが、市の自由通路の考え方、近鉄と協議している内容踏まえたときに、東西間の移動経路について、具体的な内容が定まっていない状況で特定事業に位置付け、来年度に特定事業計画を策定するとして大丈夫か。必要性は非常によくわかるが、市の考え方を確認させてもらいたい。

事務局

- ・今回の駅東西間移動の整備にあたっては、東西にエレベーターがあることが必要不可欠と考えている。その際、歩行者空間は限られているものの西口には車を停める停車帯や歩行空間を確保することについて、一体となって考えなければならないと認識している。車両の停車帯は、小さなものしかできないかもしれないが、これと駅東西間移動の整備については、移動円滑化の2つの柱として、これをしなければ安全性が確保できないという考えに至り、特定事業に位置付けた検討を進めていくべきではないかと判断した。

○国道168号の整備について

畑氏

- ・62ページの竜田川河川整備計画について、南生駒駅の西側はこれから整備することになり、用地も必要になると思うが、河川と国道168号の間の建物は、どこまで買収を行うか等の協議はされているのか。県と市で協議をし、費用は抑えつつ、歩行者空間を広げるようにしてほしい。

事務局

- ・県と生駒市が連携し、手法については現在も話をしている。現段階では不確定要素も多いので、引き続き協議して進めていく。

○教育啓発特定事業について

座長代理

- ・教育啓発について、内容が漠然としており、1回やれば達成してしまえるように見える。どのような成果や評価をするのか、どれだけやるのか、内容などを具体的に書いた方がよい。この構想の前半で、心のバリアフリーをしっかりとやっていくことは読み取れるが、社会的障壁を取り除くことが責務であり、市のバリアフリーもそういう視点や姿勢を積極的に書いて示してほしい。

(2) その他

- ・第3回協議会の開催日程の連絡（11月27日（金）18時～）

3. 閉会

以上